

本宮市復興・創生計画【第1版】＜概要版＞

I 計画策定の趣旨

市では、東日本大震災及び原子力災害からの復興を目指し、平成 27 年度までを期間とした「本宮市震災・原子力災害復興計画」に基づき様々な取組みを行い、復興が着実に進んでいるところです。その一方で、風評被害や健康不安など、原子力災害特有の課題は現在も多く残されている状況にあります。

国においては、平成 28 年度から平成 32 年度を復興・創生期間と位置付け被災地を支援していくこととしています。また、県においても平成 27 年 12 月に福島県復興計画（第 3 版）を策定しました。

これらの状況を踏まえ、国・県・関係機関等との連携及び支援のもと、市民が力を合わせ震災前にも増して賑わいのある市の創生を実現するため、このたび、「本宮市復興・創生計画（第 1 版）」を策定することとしました。

II 復興・創生方針

1. 計画の位置づけ

復興・創生計画は、本宮市第 1 次総合計画（平成 21 年度～平成 30 年度）の基本構想に示す重点プロジェクトの一つ「未来につながる震災・災害からの復興プロジェクト」を推進するための計画として、平成 27 年度に策定した定住促進を柱とする「住みたいふるさと もとみや創生総合戦略」や「本宮市地域防災計画」と一体的に進める計画として位置づけます。

なお、復興・創生計画は、国・県の方針や社会情勢、経済情勢の変化及び関連する各種計画の変更などにより、必要に応じて見直しをすることとします。

《計画の構成》

本宮市復興・創生計画【第 1 版】

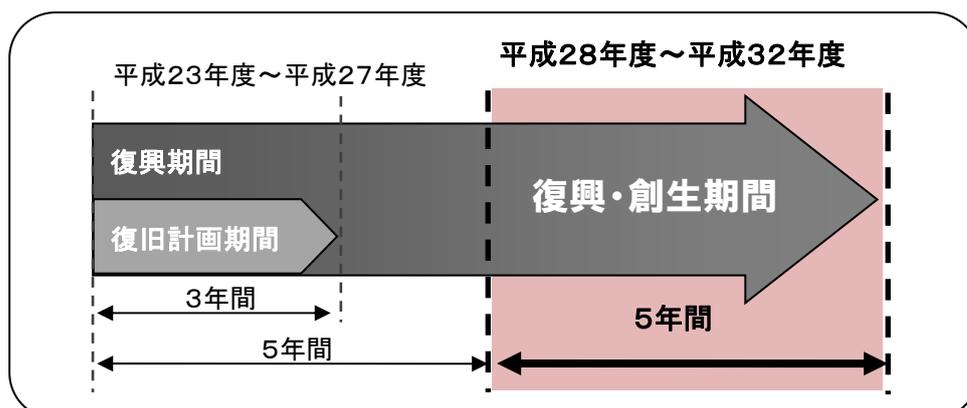
- I 計画策定の趣旨
- II 復興・創生方針
- III 市民の心を一つにしてつなぐ復興の想い

【主な事業・取組一覧】

別紙 本宮市除染実施計画【第 5 版】

2. 計画の期間

本宮市復興・創生計画は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間（復興・創生期間）とします。



3. 計画が目指すまちの姿

復興の課題と目標を念頭に置いて復興・創生に取り組んでいきますが、わたしたちのまちが安心して暮らせるまちとして再生し、そしてすべての市民が未来に希望を持ち震災前以上の元気を取り戻すため、復興・創生計画が目指すまちの姿を、震災・原子力災害復興計画を継承し、

『安全と安心を大きな夢につなげる※「福島のへそのまち もとみや」』とします。

※本宮市が福島県のほぼ中央に位置し、交通の要衝とされてきたことから、「福島のへそのまち」としてPRを展開していくこととしています。

4. 計画の目標と施策体系 および 5. 復興・創生に向けた取り組み

復興の目標を設定し乗り越えるべき課題とその解決及び解消の方策を具体的な復興のための施策として取り組んでいきます。

○施策体系図



目標3 交流と連携による復興・創生の推進

施策3-1 安心を生む自治体連携体制の構築

(1) 他自治体との災害支援体制の強化

施策3-2 復興・創生につなげる自治体間交流の推進

(1) さまざまな分野における都市交流の推進

目標4 未来社会の創造につなげる再生可能エネルギーの推進

施策4-1 再生可能エネルギーの推進

(1) 再生可能エネルギーの啓発
(2) 新エネルギーの普及と導入支援

6. 復興・創生のための財源確保と健全な財政運営の推進

(1) 国、県の制度を最大限活用した財源確保

復興・創生事業の財源については、今後も国や県の補助制度を最大限に活用し、財政健全化計画において実施を見込んでいる事業への影響を抑えます。

(2) 財政健全化計画による財政状況の推移の検証と事業の見直し

復興事業として整備した施設に係るランニングコスト等を含め、財政健全化計画において財政状況のシミュレーションにより検証を行い、健全化計画において実施を予定している事業について、必要に応じてその実施時期や事業内容を見直しすることとします。

Ⅲ 市民の心を一つにしてつなぐ復興の想い

1 市民憲章・市民の歌の普及促進

市としての理念やまちづくりの方向を明らかにし、市民一人ひとりが主体的かつ実践的にまちづくりに参画するための共通の「行動規範」、「道しるべ」として平成25年に制定した「本宮市民憲章」、震災及び原子力災害を乗り越え、わたしたちのまちが安心して暮らせるまちとして再生し、そしてすべての市民の皆さんが未来に希望を持ち元気を取り戻すことができるように、また、子どもたちからお年寄りまで幅広く市民の皆さんが親しみをもって歌い継ぎ、郷土愛を深めていただくために制定した「本宮市民の歌」を普及促進します。

2 震災及び原子力災害の風化防止

震災及び原子力災害から5年が経過し、復興が着実に進む一方、残された課題も多くあります。このような状況の中、国をはじめ全国的に風化され、復興の取組みが軽視されていくことが懸念されることです。

また、本市にとって、この震災及び原子力災害での経験を教訓とし、自助・共助・公助の一体的取組みにより、災害に強い安心なまちづくりを進めることが重要です。

このことから、この震災及び原子力災害の記憶を風化させることのないよう、市内外にメッセージを発信し続け、次世代へ継承していくこととします。

【主な事業・取組一覧】

施策	事業又は取組	施策	事業又は取組
1-1-(1)	住宅等除染事業[H23～]	1-4-(1)	災害援護資金貸付事業[H23～]
1-1-(2)	空間放射線量のモニタリング[H23～]		災害見舞金支給[H23～]
1-2-(1)	広報紙等による情報提供[H23～]		被災住宅修繕見舞金支給[H23～]
1-2-(2)	水道水モニタリング検査[H23～]	1-5-(1)	復興公営住宅整備・維持管理事業[H26～]
	井戸水モニタリング検査[H23～]		防災訓練実施事業[H25～]
	農産物等放射能モニタリング検査[H23～]	自主防災組織設置補助事業[H23以前～]	
	学校給食の放射能モニタリング検査[H23～]		
1-2-(3)	心のケアの実施[H23～]	2-1-(1)	農用地の除染等[H24～]
	遊び場・運動施設等の利活用による子どもの体力向上の推進[H23～]		農業用施設の除染等[H25～]
	他市町村との児童・生徒の交流事業[H23～]		森林の除染等[H25～]
	体験活動促進事業[H24～]	2-1-(3)	金融機関借入金利子補給[H23～H28]
1-2-(4)	放射線外部被ばく調査[H23～]	2-1-(4)	企業立地推進事業[H23以前～]
	放射線内部被ばく検査[H23～]		ふくしま産業復興投資促進特区制度による支援[H24～]
	血液検査[H24～]		地方拠点強化税制による支援[H28～]
	保健指導管理事業[H23以前～]	2-2-(1)	放射性物質測定結果の情報発信[H23～]
	市内医師懇話会との協力連携[H23～]		首都圏トップセールス[H23～]
	子ども医療費助成事業[H23以前～]		米の全量全袋検査[H24～]
1-2-(5)	健康診査事業[H23以前～]	2-2-(2)	本宮市産品首都圏販売促進[H23～]
	予防接種事業[H23以前～]	2-2-(3)	中小商業活力向上事業[H23～]
	保健指導・健康相談の実施[H23以前～]	2-2-(4)	観光案内・宣伝事業[H23以前～]
1-3-(1)	東京電力に対する損害賠償支払いの要求[H23～]	3-1-(1)	災害相互応援協定の締結・連携[H23～]
		3-2-(1)	スポーツ交流事業[H23～]
1-3-(2)	原子力災害損害賠償相談窓口等に関する情報の提供[H23]		物産展交流事業[H23～]
		4-1-(2)	太陽光発電システム設置支援事業[H23以前～]
			廃食用油収集事業[H23以前～]

担当：市長公室 政策推進課 政策推進係
TEL 0243-24-5321（直通）